3　定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十六条第一項又は第四百五十一条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

4　定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第二十九条の十二第一項の規定により読み替えられた第四百五十四条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた第百六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、第一項の規定によりその例によることとされた第百六十八条第二項の規定その他の軽自動車税の環境性能割に関する規定（第一項の規定によりその例によることとされた第百七十一条及び第百七十二条の規定を除く。）を適用する。

5　前項の規定の適用がある場合における第一項の規定によりその例によることとされた第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6　第四項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

附則第二十九条の十八に次の一項を加える。

3　自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

附則第三十条中「電気軽自動車をいう」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「天然ガス軽自動車をいう」の下に「。次項第二号において同じ」を、「指定」の下に「（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気軽自動車	
第二号ロ	三千九百円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円
二　天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの	
第二号ロ	三千九百円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円

3　次に掲げる第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号ロ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率（次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	二千円
第二号ハ(1)(i)	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	二千五百円